

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例

平成26年7月11日
島根県条例第40号

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

島根県知事 溝口善兵衛

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に係る機関及び団体の連携を図るため、島根県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 協議会は、いじめの防止等に係る機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者をもって構成する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。